
Debian フリー・ソフトウェア・ガイドライン (DFSG)
下坂久司、上川純一、松山靖彦

1 フリーソフトウェア

多くの人にとって、分かるようで分からないものがソフトウェアの著作権やライセンスではないでしょうか。フリーソフトウェアというと、値段が「無料」のものを指すように思われますが、実際にはソフトウェアが「自由」ということを意味する言葉です。

お金を払わなくても良い、という意味のフリーなソフトウェアでは、それを人にあげる事や改良する事を禁じることができません。

これでは、そのソフトウェアが本当にフリーであるといえるのでしょうか？

これらのことを考えるためにまず、著作権とライセンスについて見ていきましょう。

2 著作権とライセンス

2.1 日本における著作権

日本の著作権法は、著作物の権利を保護するために存在しています。また、著作権の限界と範囲も定義しています。著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうと、著作権法の第二条の一に定義されています。一条において、この法律は ... これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする、というように宣言しています。

著作権法の第六三条に著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができるという条文があります。この条項が、ソフトウェアライセンスという考えの根底にあります。また、第六三条の3には、第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡する事ができないとあります。つまり、譲渡が特に認められていない限りは、著作物というものは再配布が認められていません。

参考 1(著作権法)

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

参考 2(罰則) 第七章 罰則

第一一九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者

(第三十条(第二百十条第一項において準用する場合を含む) に定める私的使用の目的をもって自ら著作物又は実演等の複製を行った者を除く)

二 営利を目的として、第三十条に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者。

2.2 ライセンス

ライセンスとは、作者が作成したソフトウェアをどのような使われ方をして欲しいのか、もしくは他の人にとってはそれをどのように使うのが、彼にとって許容できうる事なのかを記した物です。ソフトウェアがどのように使われるべきかを明示したライセンスを付け加えるかどうかは、作者の判断によります。

当然の事ですが、違った状況では違ったライセンスが必要になります。ソフトウェア企業は自分たちの資産を守るために、ソフトウェアを(人間に読めない)コンパイル・コードのみでリリースしたり、ソフトウェアの使われ方に多くの制限を付けたりします。一方、フリーソフトウェアの作者たちは、大抵以下のような理由(の組み合わせ)を望んでいます。

- 商用ソフトウェアの中での、自分のコードの使用を禁止したい
- コードの原作者の表示を守りたい
- ソースコードの配布
- 彼らの作品の一部を含む作品(コピーライトの議論で言う派生された作品/二次的著作物)にも同じライセンスを使って欲しい

そしてこのような理由を望むことには理由があります。

- せっかく自分たちが利益なしで、コードをみんなに使ってもらうために公開したのに、他の人がそれをすくいあげて商用ソフトウェアを作るようにはしたくない。
- 作者は自分の作品に大きなプライドを持っているので、他の人がやってきて彼の名前の表示を取ってしまったり、自分が書いたと偽る事はして欲しくない。

- 商用のほとんどのコードの問題の一つは、ソースコードが無いのでバグを自分で直したり、カスタマイズする事ができない事です。それに、企業があなたの使っているハードウェアのサポートを止めてしまう事もあります。多くのフリー・ライセンスはソースコードの配布を義務づけてます。これは、ユーザーが自分のニーズで、ソフトウェアをカスタマイズできる事を守ります。
- すべてのユーザに対してソフトウェアを再配布し変更する自由を与えたい。中に割り込んだ人間がそういった自由を奪うことができるなら、たとえ多くのユーザを得ることができたとしても、それらのユーザに自由が行き渡ることはないので、そのようなことはさけない。

いろいろな人が、自身のライセンスを書いています。自分自身の望んでいるようなライセンスを作成するというのは非常に難しいことであるため、このような事はあまり奨励されません。多くの場合、使われている言葉が不明確だったり、他の人の物と相容れなかったりします。しかしながら、すでに書かれているものの中で、要求に合う幾つかのライセンスが存在し、それらを(もしくはその組合せ)利用するほうが良いでしょう。

3つの非常によく使われているライセンスは次のものです。

- GNU General Public License (GPL)
このソフトウェア・ライセンスの良い背景情報と、ライセンスの写しが <http://www.gnu.org/copyleft/copyleft.html> にあります。これは世界で一番良く使われているフリーライセンスです。
- Artistic License(芸術家的ライセンス) <http://language.perl.com/misc/Artistic.html>
- BSD スタイル・ライセンス

これらのライセンスが共通に持つ特徴があります。

- 何台のマシンにもソフトウェアをインストールしても良い。
- 何人の人がソフトウェアを同時に使用しても良い。
- 何個でもソフトウェアのコピーを作ってもいいし、それを誰にあげても構わない。(フリーもしくはオープンな再配布)
- ソフトウェアの改変に対する制約が無い。(特定の通告を変えない事を除く)
- そのソフトウェアを売る事に対する制約が無い。

この最後の、ソフトウェアを売る事については、一見フリーソフトウェアの趣旨に反しているように見えますが、実のところ、これは一つの強みとなっています。フリーな再配布をライセンスで認めているので、いったんソフトウェアを手に入れると、それを自分で配布する事ができます。その上、それを売る事でさえもできます。この考えの背後にはソフトウェアの複製を作るには基本的にお金がかからない、と言う事があります。需要と供給はコストを下げます。もし、大規模なソフトウェア、もしくは、たくさん集められたソフトウェアが、CDのようなメディアで配布されるのが便利であるならば、ベンダーは好きにお金を取っても構いません。しかしながら、もし利ざやが大きすぎるならば、新しいベンダーがマーケットに参入するでしょうから、競争により価格は低くなるでしょう。フリーソフトウェアは全く制約が無いとは言いませんが、それはユーザーが仕事をするのに必要なフレキシビリティを与えます。それと同時に、作者の権利も保護します。

3 GNU General Public License (GPL)

あるプログラムをフリーにする一番簡単な方法は、パブリックドメイン、すなわち著作権が放棄された状態に置くことです。これにより人びとは、その気さえあればプログラム自身と彼らがそれに加えた改良を共有することができます。しかしパブリックドメインに置くということは、非協力的な人びとがそのプログラムを独占的ソフトウェアにしてしまうことをも認めるということです。彼らはプログラムに、量の多少を問わず、なんらかの変更を加えてその結果を独占的な製品として配布することができます。そのように変更された形でプログラムを手に入れた人びとには、元の作者が人びとに与えた自由がありません。作者とユーザの間に割り込んだ人達がその自由を奪い去るという結果になったのです。

GNU GPL では次の方法で上の問題を解決しようとしています。

- (1) ソフトウェアに著作権を主張する
- (2) 本使用許諾の条項の下でソフトウェアを複製・頒布・変更する権利をユーザに与える

また GPL にもとづくプログラムから派生した物は、GPL で配布されなければならないという条件を付け加えています。

GNU のモデルは、ソフトウェアを与えるかわりに、そのソフトウェアを改良したら、その改良点を社会に還元してください、というモデルです。

4 The Debian Free Software Guidelines (DFSG)

Debianには、非常に厳格で、且つ正しい、パッケージ管理の誓約があります。Debianプロジェクトは「Debian社会契約」を作成しています。この契約のDebianフリーソフトウェアガイドライン(DFSG)の部分は、後にフリーソフトウェアコミュニティによってオープンソース定義の雛型として採用されています。

4.1 Debian 社会契約

(1) Debian は 100% フリーソフトウェアであり続けます

私たちは Debian GNU/Linux ディストリビューションを完全にフリーなソフトウェアとして維持することを約束します。フリーソフトウェアという言葉にはたくさんの定義が存在しているため、あるソフトウェアが「フリー」であるかどうかを私たちが判断するために使う基準、フリーソフトウェアガイドラインをこの「社会契約」の後に掲載します。私たちは Debian 上でフリーではないソフトウェアを開発したり実行したりするユーザをもサポートしますが、システムがフリーではないソフトウェアに依存するようには決してしません。

(2) 私たちはフリーソフトウェアコミュニティにお返しをします

私たちが Debian システムの構成要素として新しいソフトウェアを作成したときは、それをフリーソフトウェアとしてライセンスします。私たちはフリーソフトウェアが広く配布されそして使われるよう、可能な限り最高のシステムを開発していきます。また私たちのシステムに含まれているソフトウェアを私たちの「上流」で開発している作者に、バグ修正、改良、ユーザの要求などをフィードバックします。

(3) 私たちは問題を隠しません

バグ報告のデータベース全体を常に一般に公開します。ユーザがオンラインで書き込んだバグの報告は、即座に他の人から見えるようになります。

(4) 私たちはユーザとフリーソフトウェアを大切にします

私たちはユーザとフリーソフトウェアコミュニティからの要求に従います。彼らの関心と利益を最優先に考えます。私たちはさまざまな状況におけるコンピュータ利用環境の運用に関してユーザの必要を満たすように行動します。私たちは Debian システム上で動作させることを目的とした商用ソフトウェアに 敵対することはありません。また、Debian と商用ソフトウェアの両方を含む、付加価値を付けたディストリビューションを第三者が作成することも認めています。その際、私たちは料金を徴収しません。これらの目標を支援するために、このような使用を妨げる法的な制約の無い、高品質かつ 100

(5) 私たちののフリーソフトウェア基準に合致しないプログラムについて私たちは、Debian フリーソフトウェアガイドラインに適合していないプログラムを使わなければならないユーザがいることを認めています。このようなソフトウェアのために、私たちは FTP アーカイブに "contrib" および "non-free" という 領域を作りました。これらのディレクトリに入っているソフトウェアは Debian 上で使用できるよう設定されていますが、Debian システムの一部ではありません。私たちは、CD 製造業者がこれらのディレクトリにあるソフトウェアを彼らの CD に収録して配布できるかどうか判断する際に、それぞれの パッケージのライセンスを読んで決めるよう奨めています。このように、フリーではないソフトウェアは Debian の一部ではありませんが、その使用をサポートし、フリーではないソフトウェアパッケージのための (バグ追跡システムとメーリングリストのような) インフラストラクチャーを用意しています。

4.2 The Debian Free Software Guideline(DFSG)

Debian では、DFSG(The Debian Free Software Guideline)によって、フリーソフトウェアを定義しています。

(1) 自由な再配布

Debian システムを構成するソフトウェアのライセンスは、そのソフトウェアを、複数の異なる提供元から配布されているプログラムを集めたソフトウェアディストリビューションの一部として、誰かが販売したり無料配布したりすることを 制限してはいけません。また、ライセンスはそのような販売に対して 使用料やその他の手数料を要求してはいけません。

(2) ソースコード

プログラムにはソースコードが含まれていなければならない、かつ実行形式での配布に加えてソースコードでの配布をも許可していなければならない。

(3) 派生ソフトウェア

ライセンスは、ソフトウェアの修正や派生ソフトウェアの作成を認めていなければならない。そして、これらをオリジナルソフトウェアのライセンスと同じ条件の下で配布することが可能でなければならない。

(4) 原作者によるソースコードの整合性維持

ライセンスは、プログラムを構築時に変更する目的で「パッチファイル」をソースコードとともに配布することを容認している場合に限り、ソースコードを修正済の形式で配布することを制限することができます。この場合、そのライセンスは修正済のソースコードから構築されたソフトウェアの配布を明示的に許可していなければならない。またライセンスは派生ソフトウェアにオリジナルソフトウェアと異なる名前を付けること、あるいは異なるバージョン

番号を付けることを要求できます (これは妥協案です。Debian グループは全ての作者に、ファイル、ソース、バイナリについての変更を制限しないよう奨めています)。

(5) すべての個人、団体の平等

ライセンスは、すべての個人や団体を差別してはなりません。

(6) 目標分野の平等

ライセンスは、人々が特定の目標分野でプログラムを利用することを制限してはいけません。たとえば、商用利用や、遺伝学の研究でのプログラムの使用を制限してはいけません。

(7) ライセンスの配布

プログラムに付随する権利は、プログラムが再配布されたすべての人々に対して、追加ライセンスの履行を必要とすることなく、適用されなければなりません。

(8) ライセンスは Debian に限定されない

プログラムに付随する権利は、プログラムが Debian システムの一部であるかどうかに関係なく左右してはいけません。プログラムが Debian から取り出され Debian とは別に使用または配布されるとしても、その他の点でそのプログラムのライセンス条項を満たしているならば、プログラムが再配布されたすべての当事者は Debian システムにおいて付与されたのと同じ権利を与えられなければなりません。

(9) ライセンスは他のソフトウェアを侵害しない

ライセンスは、そのソフトウェアとともに配布される他のソフトウェアに制約を加えてはなりません。たとえば、同じ媒体で配布される他のソフトウェアがすべてフリーソフトウェアでなければならないと要求してはいけません。

(10) フリーなライセンスの例

"GPL"、"BSD"、および "Artistic" ライセンスは私たちが「フリー」と判断しているライセンスの例です。

参考 :: Debian のセクション

- main:

Debian の DFSG に沿った、自由な再配布可能なパッケージ群を収めています。純粋な Debian のディストリビューションのパッケージと呼べるものは、ここに収められている物だけです。

- contrib:

依存しているパッケージの方は再配布に問題があるが、このパッケージ自体は完全にフリーのものが収められています。商用ソフトウェアのインストーラなどが含まれます。

- non-free:

再配布に問題のあるパッケージが収められています。

- non-US:

主に暗号など米国の輸出制限に抵触したり、米国の特許で保護されているパッケージがあります。米国には持ち込まないという制限を設けた上で、パッケージを提供しています。

参考文献

- 1) http://www.debian.org/social_contract
- 2) <http://www.debian.org/intro/free.ja.html>
- 3) <http://www.gnu.org/copyleft/copyleft.ja.html>
- 4) <http://atoron.work.isl.doshisha.ac.jp/decaton/column/copyright.html.ja>

文責：下坂久司 (hisashi@mikilab.doshisha.ac.jp)